

○平成二十四年総務省告示第四百二十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表
 （傍線部は変更箇所）

改正案	改正前								
<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。 （表略）</p> <p>注1 （略）</p> <p>2 二、五七五MHzを超え二、五八〇MHz未満の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。</p> <p>3 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。</p> <p>4 3 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) （略）</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数（f） （略）</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値 （略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満</td> <td> 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値 </td> </tr> </tbody> </table>	周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）	二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。 （表略）</p> <p>注1 （略）</p> <p>2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p> <p>(一) （略）</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数（f） （略）</th> <th style="text-align: center;">不要発射の強度の許容値 （略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満</td> <td> 一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が </td> </tr> </tbody> </table>	周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）	二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が
周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）								
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値								
周波数（f） （略）	不要発射の強度の許容値 （略）								
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合 (一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、（一）三七デシベル）以下の値 (二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が								

二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	<p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値</p> <p>$1.7 \times f - 4341$ デシベル (2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、$1.7 \times f - 4338$ デシベル)</p> <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数 (単位は、MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p>
(略)	(略)

5 (三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

	<p>(一) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(二) 六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値</p> <p>$1.7 \times f - 4341$ デシベル (2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、$1.7 \times f - 4338$ デシベル)</p> <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数 (単位は、MHz) のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(一) 七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が</p> <p>(二) 六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>
(略)	(略)

5 (三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（注）
一デシベルを超え五デシベル以下	四〇〇ミリワット以下であり、かつ、等価等方輻射電力が二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下

注 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注一）	二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注一、注二）	一〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注一、注二）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注一、注二）	三・二ワット以下

注一 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。
 注二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（注一）
一デシベルを超え五デシベル以下（注二）	四〇〇ミリワット以下（注二）
五デシベルを超え一〇デシベル以下（注三、注四）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注四）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注四）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注四）	六三ミリワット以下

注一 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波

線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

6 (三) (略)

7・8 (略)

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

- 1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
(表略)

注 1・2 (略)

- 3 二、五七五MHzを超え二、五八〇MHz未満の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。
- 4 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

- 2 等価等方輻射電力は二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。
- 4 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一三デシベルを超え一五デシベル以下	一ニホミリワット以下

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

6 (三) (略)

7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

8・9 (略)

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

- 1 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。
(表略)

注 1・2 (略)

- 3 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

- 2・3 (略)
51 (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

- (一) (略)
(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値
二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値

- 2・3 (略)
41 (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

- (一) (略)
(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
二、五〇五MHz以上 二、五三〇MHz未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p>
二、五三〇MHz以上 二、五三五MHz未満	<p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の1MHzの帯域幅における平均電力が</p>

(略)	(略)
-----	-----

(三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

(略)	(略)
-----	-----

(三) (略)

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下(注1)	二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)
一七デシベルを超え二〇デシベル以下(注1、注2)	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注1、注2)	三・二ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇mWワット以下(注3、注4)
四デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	二〇〇mWワット以下

(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を放射する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

二〇〇ミリワット以下であること。

一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注2）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え三三デシベル以下（注2）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注2）	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置のうち、一の搬送波を放射するものにあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射するものにあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二三デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下	一三六ミリワット以下

6 (三) (略)

7 | 8 | (略)

注 陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

6 (三) (略)

7 | 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の無線設備の電源供給は、交流電源によること。

8 | 9 | (略)

別表 送信装置の使用場所

一 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十二条の規定により読み替えて適用された過疎地域の市町村以外の市町村の区域を含む。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなして同法の規定が適用される市町村の区域をいう。）

二 離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。）

三 山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村の区域をいう。）